

5 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定により県議会において意見を求められた次の条例案について、慎重に審議し、次のとおり意見を提出した。

提出年月日	条例の名称	制 定 ・ 改 廃 の 概 要	意 見
7.6.17	職員の育児休業等に関する条例等	改正内容 1 内容（仕事と育児の両立支援制度に係る法改正によるもの） (1) 部分休業の取得パターンの多様化 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の休業形態に加え、新たに「1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内」の休業形態を追加し、選択可能とするもの。 (2) 部分休業を請求することができる非常勤職員の範囲の改正 新たな部分休業取得形態（10日相当／年）については、1日の勤務時間に係る要件を削除し、現行では対象外となっている勤務時間が短時間の職員も請求できるようにするもの。 (3) 仕事と育児の両立に関する個別の周知・意向確認 妊娠、出産等の申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、個別の周知や意向確認を義務付けるもの。 2 実施時期 令和7年10月1日（一部公布日施行）	適当なものと考えます。
	新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例・新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例	改正内容 1 内容 警察官の制服に関する規則の改正により、女性警察官の制服からスカートが廃止され、ズボンに一本化されたことに伴い、関連する本県条例を改正するもの。 2 実施時期 令和7年7月18日	適当なものと考えます。
	職員の育児休業等に関する条例等	改正内容 1 内容 (1) 部分休業の取得パターンの多様化 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の休業形態に加え、新たに「1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内」の休業形態	適当なものと考えます。

		を追加し、選択可能とするもの。 (2) 部分休業を請求することができる非常勤職員の範囲の改正 新たな部分休業取得形態（10日相当／年については、1日の勤務時間に係る要件を削除し、現行では対象外となっている勤務時間が短時間の職員も請求できるようにするもの。 (3) 仕事と育児の両立に関する個別の周知・意向確認 妊娠、出産等の申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、個別の周知や意向確認を義務づけるもの。 2 実施時期 令和7年10月1日（一部公布日施行）	
7.12.2	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	改正内容 1 内容（勧告に基づく改正） (1) 給料表に係る改正 給料月額について、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全年齢層の引上げ改定を行うもの。 (2) 通勤手当に係る改正 ア 現行の距離区分に係る自動車等使用者に対する手当額について、引上げ改定を行うもの。 イ 自動車等使用者に対する手当について、新たな距離区分を創設するもの。また、条例において規定していた距離区分ごとの手当額について、規則において規定することとし、条例では上限額のみを規定するもの。 (3) 特地勤務手当等に係る改正 地域手当との調整に係る規定を削除するもの。 (4) 宿日直手当に係る改正 手当額の限度を引き上げるもの。 (5) 初任給調整手当に係る改正 医師等に対する初任給調整手当の支給月額の限度を引き上げるもの。 (6) 期末・勤勉手当に係る改正 令和7年度及び令和8年度以降の	適当なものと考えます。

		支給割合を本委員会の勧告どおり引き上げるもの。 (7) 教職調整額 ア 支給割合を給料月額100分の10に改定することとし、令和12年12月31日までは適用期間に応じた支給割合とするもの。 イ 指導改善研修被認定者について、教職調整額を支給しないこととするもの。 (8) 義務教育等教員特別手当 上限額を8,600円に引き上げるとともに、学級を担任する業務とそれ以外の校務の区分に応じて手当を支給するもの。 (9) 特殊勤務手当 ア 非常災害時等の緊急業務について、支給額を改定するもの。 イ 多額年学級担任手当を廃止するもの。 2 実施時期 (1)、(2)ア、(3)～(5) →令和7年4月1日 (6)令和7年度の支給割合 →令和7年12月1日 (2)イ、(6)令和8年度の支給割合 →令和8年4月1日 (7)～(9) →令和8年1月1日	
職員の旅費に関する条例	改正内容	1 内容（国における旅費制度の改正に準じるもの） (1) 交通費等 ア 鉄道賃、船賃、航空賃 ・鉄道賃、船賃、航空賃は引き続き実費支給とするもの。 ・鉄道の特別料金に関する距離要件を廃止し、公務上必要と認めた場合は距離に関係なく支給できるようにするもの。 イ その他の交通費 ・バス運賃、タクシー運賃、高速道路料金、駐車場料金、レンタカーの賃料を引き続き実費支給とし、自家	適当なものと考えます。

		用車の車賃は引き続き単価を設定するもの。 (2) 宿泊費関係 ア 宿泊費 ・「宿泊料」から「宿泊費」に名称を変更するもの。 ・定額支給を実費支給に改めるもの（「宿泊費等基準額」を上限）。 ・特殊な事情により、やむを得ず上限を超える場合は、実際に支払った額を支給するもの。 イ 宿泊手当 宿泊を伴う旅行において、夕朝食代の掛かり増し等の諸雑費に充てる旅費を定額で支給する「宿泊手当」を新たに規定するもの。 ウ 旅行雑費 ・路程100km以上の県内旅行の旅行雑費、県外旅行の旅行雑費、早朝出発、夜間帰着に加算する旅行雑費を廃止するもの。 ・通信連絡費は本県独自に残置するもの。 エ 食事料 水路や航空機による旅行中の夕朝食代に充てていた「食事料」を廃止するもの。 オ 包括宿泊費 移動と宿泊が一体となったパック旅行に関する費用を支給する「包括宿泊費」を新たに規定するもの。 カ 渡航雑費 「外国旅行雑費」から「渡航雑費」に名称を変更するもの。 (3) 転居費関係 ア 転居費 ・「移転料」から「転居費」に名称を変更するもの。 ・定額支給から実費支給に改めるもの。 イ 着後滞在費 ・「着後手当」から「着後滞在費」に名称を変更するもの。 ・定額支給から実際の宿泊夜数に応	
--	--	--	--

		じた実費支給に改めるもの。 ウ 家族移転料 ・支給対象を「扶養親族」から「同 一生計の同居家族」に改めるもの。 ・家族1人ごとに、職員がその移転 をするものとして算定した交通費 等の合計額を支給するもの。 (4) その他 ア 死亡手当 ・支給額を引き上げるもの。 ・支給対象に子を加えるもの。 イ 旅費の返納 旅行者が条例等の規定に違反し て旅費を受給した場合に返納を求め る規定を新設し、旅行者に対して支 払う給与又は旅費の額から、返納に 必要な金額に相当する額を差し引く ことを可能とするもの。 2 実施時期 令和8年4月1日	
--	--	---	--